

# 初めての法制度整備支援体験～カンボジア出張記～

法務総合研究所総務企画部副部長

川 淵 武 彦

## 1 はじめに

はじめまして、法務総合研究所総務企画部副部長の川淵武彦と申します。司法修習52期の検事出身で、昨年（令和4年）6月からこのポストに就いています。

個人的な話になりますが、私はアメリカでの2年間の在外研究、ロンドンにある日本大使館での3年間の勤務、法務省訟務局国際裁判支援対策室での約2年間の勤務など、検事の中では「国際的」な業務を比較的長く経験させていただいてきましたが、これまでは残念ながら、法制度整備支援の仕事に携わる機会には恵まれませんでした。しかし、仕事の合間に、回覧されてくるICD NEWSを（目の前の仕事から現実逃避しつつ）眺めながら、世界各地で現地の法律家と力を合わせて、一国の法制度を作るために日夜汗を流している長期専門家やICD教官の奮闘振りに思いを馳せ、胸を熱くしてきた私にとっては、法制度整備支援業務は長らく憧れの対象だったのでした。

そんな私が今回、図らずもICDも含む法務総合研究所（以下「法総研」といいます。）の業務全般を調整する業務をすることとなり、さらに、昨年（令和4年）12月にカンボジアへ出張して法制度整備支援の現場を実地に見聞する機会をいただいたのは、本当に嬉しいことでした。そして、実地で見聞きした法制度整備支援は、これまで想像していたよりも遙かに困難でありつつも、刺激的で、魅力的なものでした。

今回、私にとって初めての現場での法制度整備支援の体験（1回ごときの出張を法制度整備支援の「体験」と呼べるかは措くことにします。）を、雑文にしたための機会をいただきました。そこで、国内の様々な現場で仕事に忙殺されながらも、かつての私のように、法制度整備支援への密かな憧れをいただき続けている皆さんの心に届くことを願って、法制度整備支援の細かい知識のない方を念頭に、現場の「空気感」のようなものを届けることを目指して書いてみることにしました。

## 2 日程

今回の出張の具体的な日程は、以下のとおりです。担当のICD教官や長期専門家のご尽力により、なかなか多忙ながら、充実した日程を組んでいただきました。もちろん出張の目的等によりいろいろなパターンがあると思いますが、ICDでは日曜日出国、土曜日の朝帰国という1週間の日程の出張がわりと多い印象があります。そのような出張の一例としてイメージを持っていただければ幸いです。

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 2月11日 (日) | 出国 (羽田)、バンコク経由、プノンペン着  |
| 1 2日 (月)    | 国土省とのミーティング<br>司法省長官 (J I C Aプロジェクト担当) との面会  |
| 1 3日 (火)    | 長期専門家による J I C Aプロジェクトの状況説明<br>アジア・太平洋法制研究会 (カンボジアの不動産法制について)                      |
| 1 4日 (水)    | プノンペン始審裁判所傍聴、裁判官との意見交換   |
| 1 5日 (木)    | J I C Aプロジェクト・ローンチングセレモニー<br>R A J P - I C Dセミナー (法務省における検察官を中心とした職員の教育、人事訴訟法について) |
| 1 6日 (金)    | 日本国大使館訪問、J I C A事務所訪問<br>プノンペン発、バンコク経由   |
| 1 7日 (土)    | 帰国 (羽田)  |

### 3 カンボジアについて

今回訪問したカンボジア (正式名称は「カンボジア王国」です。) ですが、私事ながら、訪問は17年ぶりの2回目になります。前回、2005年は完全にプライベートの旅行で訪れたのですが、当時は (実際に数えた訳ではありませんが) 王都プノンペンにも信号が2個か3個しかないと言われており、街を疾走するスクーターには4、5人が無理矢理乗り込んでいたりして (最大で7人乗っていたのを目撃しました。)、混沌とエネルギーを感じさせつつも、高いビルなどはなく、まだまだのんびりした国だったという印象があります (余談ですが、私は、途上国に行くたびに、経済的に発展するにつれて、スクーター1台当たりの乗車人数が減少するという法則の存在を確信してしまいます。)。ただし、そのときに訪れたアンコール・ワット遺跡の規模の大きさや壮麗さには本当に圧倒され、カンボジアの人々の大いなるポテンシャルも感じたものでした。

そのようなカンボジアが17年間でどのような変化を遂げているのか、大いに楽しみにしながら、プノンペン国際空港に到着しました。まず、飛行機が空港に近づくにつれて気づかされたのは、上空からでもはっきり分かるバンコクとの違いです。街灯やネオン、行き交う自動車のライトがきらびやかに輝き、文字通り「昼間のように明るい」バンコクの夜と比べてしまうと、プノンペンの夜は薄暗く、着陸後に見える空港の建物の規模や駐機している飛行機の数もだいぶこぢんまりしています。

入国手続は極めてスムーズに終わりました。カンボジアのサービスレベルもなかなかのものだなと思いながらターンテーブルでスーツケースを待ったのですが、いくら待っても出てきません。なんと! 出張者5名全員のスーツケースが届かないというアクシデントにいきなり見舞われたのでした。結論から言うと、翌日、スーツケースは全て無事に到着しましたし、バンコクでのトランジットの際にスーツケースが積み込まれなかった (しかもタイの航空会社でした。) ことが原因とされますので、この件はカンボジ

アのサービスレベルへの評価を些かも減じるものではありませんでした。むしろ、迎えに来ていただいていた長期専門家の伊藤みずきチーフリーガルアドバイザー（長いので、以下「伊藤専門家」と呼ばさせていただきます。）自ら、イオンモールへ案内してくださいましたが、日本のイオンを凌駕するような、豊富で良質な商品で埋め尽くされた広大な店舗に圧倒されながら、日本語のタグのついた下着等を購入し、17年間でのカンボジアの確かな成長を感じることができるエピソードになりました。また、このアクシデントと、イオンモールで下着を買ったというネタは、翌日からのカンボジア政府の方々との面会の際に、会話を和ませるよいアイスブレイカーとなってくれました（こんなこともあるので、出張の往路は、スーツケースが届かなくても翌日の仕事に支障がないように、カジュアルであってもジャケットを着用していくのがおすすめです。）。

そうそう、空港からプノンペン市内へ向かう車窓からは、高層建築や高級ホテルが建ち並ぶ、17年前とは全く様相を異にするプノンペンの発展ぶりに目を奪われました。ぴかぴかの高級車もちらほら見られます。まだまだスクーターやオートバイの数が多いですが、スクーターに乗っているのは最大でも3名、圧倒的多数は1名のみでの乗車でした。

#### 4 カンボジアにおける法制度整備支援の活動について

さて、そろそろ本論に入っていきますが、先ほどの日程表を見ても、「JICAプロジェクト」と書いてあったり、「RAJP-ICDセミナー」なるものがあったり、訪問先も司法省だったり国土省だったり、分かりづらいと思います。当初、私の素人目にもそれぞれの位置づけがよく分からなかったです。そこで、まず最初に、今回の出張の日程に関係する範囲で、カンボジアにおける法総研・ICDの関わる法制度整備支援の活動についてざっくりと説明しておきます。

まず、今回の出張における個別の日程について、大きく分けると、①現行のJICAプロジェクト関係の活動、②既に終了した前JICAプロジェクトのフォローアップ関係の活動、③ICD独自の活動その他の活動、というように分けられると思いますが、カンボジアにおける法総研・ICDの法制度整備支援に関する活動も大雑把に言うところのこんな感じに分けられるのではないかと思います。

このうち、最も大きな部分を占めるのは、①現行のJICAプロジェクト関係の活動です。カンボジアにおける法制度整備支援事業のメインは、JICAが予算を負担するプロジェクトとして行われるもので、法務省から現地に派遣されている検事や裁判官出身者もJICAの長期専門家として派遣されています。カンボジアにおける現行のJICAプロジェクトは、昨年（令和4年）11月から5年間の予定で開始された「法・司法分野人材育成プロジェクト」というもので、カンボジアの司法分野の教育機関である、王立司法学院（Royal Academy for Judicial Professions、以下「RAJP」といいます。）の教育改善を主要な目的とするプロジェクトです。ちょうどICD NEWS 94号に掲載された伊藤専門家の「カンボジア『法・司法分野人材育成プロジェクト』の開

始—プロジェクトの計画・策定経緯を中心に—」にプロジェクトの内容が詳述されていますので、ご関心のある方はぜひお読みいただければと思います。このJICAプロジェクトを円滑に進めて所期の目的を達成することが、法総研・ICDにとっても、今後5年間でのカンボジアにおける法制度整備支援事業の最重点事項とってよいと思います。

とはいえ、現行のJICAプロジェクトだけがカンボジアでICDの行っている法制度整備支援事業というわけではありません。例えば、②既に終了した前プロジェクトのフォローアップ関係の活動というものもあります。前プロジェクトである「民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト」は、その主要な目的である「民事関連法令の整備」の一つとして不動産登記関連法案の起草を達成し、昨年10月に終了したのですが、そのいわば「積み残し」の業務として、不動産登記関連の下位法令の制定支援業務が残されています。現行プロジェクトは、先述のようにRAJPの教育改善を目的とするプロジェクトであるため、不動産登記関連の下位法令の制定支援業務を現行プロジェクトとして行うことは困難です。そこで、そのような「積み残し」業務については、ICDが独自に支援しようとしている訳です。

そのほかにも、JICAプロジェクトとは切り離して、③ICD独自の活動として行っている法制度整備支援事業があります。例えば、今回の出張の日程でいうと、「RAJP-ICDセミナー」がそれに当たります。再三述べているように、現行のJICAプロジェクトは、「RAJPの教育改善」を目的としたものですので、一見すると、JICAプロジェクトでこのセミナーを行えばよいようにも思うのですが、そこには色々と複雑な事情があるようです。私の理解では（間違っていたらすみません）、JICAプロジェクトの方は、カンボジア側のカウンターパートとなる機関が司法省であり、カンボジア側でプロジェクトの活動内容を決めるのはまずは司法省であって、司法省傘下のRAJPがセミナーの内容を自由に決めることはできません。他方で、RAJPは、令和2年に法総研との間で協力覚書（MOC）を締結しているので、これに基づいて、JICAプロジェクトとは別個の活動として、ICDと共同でセミナーを開催することにより、RAJPがやりたい内容のセミナーを実現することができる、という意味があるようです。このように、相手国の政府機関同士の複雑な関係等も考えなければならぬのが法制度整備支援の難しさであり、また面白さなのではないかと思います。

## 5 現行JICAプロジェクト関係の活動

それでは、ようやく各論に入りましょう。時系列に沿ってではなく、先ほど述べた分類に従って、出張日程について紹介していきたいと思います。

### (1) 司法省ソマルット長官との面会

現行JICAプロジェクト関連の活動として、まずは、出張2日目の午後、司法省を訪問し、カンボジア側のプロジェクト・マネジャーである、ケン・ソマルット長官と面会しました（写真1参照）。挨拶の冒頭、さっそく、荷物がまだ届いていない

ネタを披露したところ、心の底からの同情をしてくださり、和やかに面会がスタートしました。なお、JICAの慣例に沿ってソマルット「長官」と表記していますが、この方は司法省のトップという位置づけではありません。司法省のトップには政治家である大臣が君臨しており、その下に事務方のトップである筆頭長官（Permanent Secretary）がいて、更にその下に長官（Secretary）が何人かいるという組織構成になっています。おそらく、他の国でいうところの、「次官補」といった位置づけなのだろうと思います。

ソマルット長官からは、今回開始されたJICAプロジェクトについて、司法大臣も人材育成を大変重要視しており、政治的なバックアップも十全であること、今後司法省としても全面的に協力していくといった、大変力強い言葉をいただきました。ソマルット長官はまだ三十代後半か四十代前半と思われ、お若いながらも長官の重責を担っておられ、英語もとても流ちょうで、いかにも優秀そうな方でした。また、同席されていた公証人学校のトップの方なども、流ちょうな英語に加えてフランスに留学されていたとのことで、カンボジア司法省の上層部は、洗練された優秀な人材がそろっておられるように見受けられました。また、この日の午前中訪問した国土省と比べて、長官の前でも部下の方々が積極的に発言しており、風通しのよい職場なのではないかと感じました。

余談ですが、司法省も国土省も、省庁を問わず、カンボジア政府のSNS活用は、我が国を遙かに勝るスピード感です。我々の省庁訪問も、その日のうち、あるいは遅くとも翌日までには、各省庁のフェイスブックのページにニュース記事としてアップされていました。（それほどニュース価値があるのかはともかく）自らの活動をアピールしようとする意欲と、圧倒的なスピード感は、我々も見習わなければならないと思います（余談のまた余談になりますが、その後に訪問したベトナムでも、訪問したその日のうちに、我々の訪問が政府機関ウェブサイトにニュース記事として掲載されていました。むしろ、これが世界標準なのかもしれません。）。



写真1 司法省でソマルット長官らと記念撮影。  
国土省とは異なりこぢんまりした建物。

## (2) JICAプロジェクト・ローンチングイベント

出張4日目の午前中、いわば今回の出張のハイライトともいうべき、JICAプロジェクトのローンチングイベント、すなわち、開始式ともいうべきものが行われ、僭越ながら私も、我が国法務省の代表として出席しました（写真2参照）。

このローンチングイベントは、昨年（令和4年）の11月から開始している新プロジェクトの関係者が一堂に会し、その開始を内外に宣言するというもので、セレモニー的な色合いが強いとはいえ、プロジェクトを主催するカンボジア側にとっても、支援する日本側にとっても、とても大切なイベントです。今回のローンチングイベントには、カンボジア側からは司法省のトップであるカウト・ルット司法大臣が、日本側からは、離任間近の三上正裕在カンボジア大使、亀井温子JICAカンボジア事務所長が出席されました。

会場は、プノンペン市内のRAJP（なお、RAJPは現在は、プノンペン郊外に移転しています。）で行われたのですが、会場に到着すると、まずは待機室に通され、カウト・ルット司法大臣の到着を待ちました。到着された司法大臣は、プロジェクト・ディレクターであるチン・マリン長官、プロジェクト・マネジャーである先述のソマルット長官と親しげに言葉を交わしておられ、プロジェクトの責任者である両

長官と、大臣との距離の近さが感じられました。カンボジアでは、官僚が政策を推進していくには、大臣との関係性が大変重要だとのことで、その点からは、今回のプロジェクトの将来は明るいように感じられました。

ローンチングイベントでは、まず、カウト・ルット司法大臣の挨拶がありました。これまでの日本の支援について、深甚な感謝の意が表明されました。中でも、直近のプロジェクトの成果の1つである「判決のウェブサイトでの公開」について、カンボジア司法の透明性を向上させる上で極めて重要な取組であると述べられていたのがとても印象的でした。残念ながら、カンボジアでは今なお汚職が蔓延し、裁判所もその例外ではないと聞きます。判決の公開というのは、日本人の我々にとっては当たり前のことで（我が国でも、実際に公刊されるなどして公開される判決は一部に過ぎませんが、裁判官は少なくとも自分の書いた判決が公開される可能性があることは常に認識していると思われまます。）、その重要性も実感しにくいのですが、裁判官による汚職を防止し、司法に対する国民の信頼を向上させるためには、とても意味のある取組だということを感じました。

三上大使、亀井所長のご挨拶に続いて、伊藤専門家による講演「新プロジェクトの概要と日本における法曹養成」が行われました。先述のように、今回のプロジェクトは、R A J Pにおける司法関係人材への教育を充実させることが大きな目標ですが、伊藤専門家の講演では、その参考となりうる日本の司法研修所における実務教育について取り上げており、カンボジア側の聴衆も熱心に耳を傾けていました。中でも印象的だったのは、カウト・ルット司法大臣が、途中でうなずきながら、すごい勢いでメモをとっており、挙げ句には、隣に座っていた亀井所長と話し込んでいたことでした。伊藤専門家の講演が盛大な拍手とともに終わった後、私も大臣と言葉を交わす機会があったのですが、大臣は、日本の司法研修所における教育に大変関心をお持ちになっており、ぜひご自身で日本を訪問して、司法研修所を見学したいということをおっしゃっていました。このように、カンボジア司法省の最高責任者である司法大臣がプロジェクトの中身に多大な関心をお持ちになっていることは、プロジェクトを成功させる上ではとても心強いことだと思います。

このようにして、ローンチングイベントを盛大かつ成功裏に終えることができ、今次プロジェクトが名実ともにスタートしました。このプロジェクトは今後5年間継続することになりますが、何よりもカンボジアの法曹教育が今後ますます充実するように、私も微力ながら応援していきたいとの気持ちを新たにしました。



写真2 RAJPでJICAプロジェクト・ローンチングイベント。  
左から伊藤専門家、筆者、亀井所長、三上大使、カウト・ロット司法大臣、  
チン・マリン長官、ケン・ソマルット長官、RAJPチョン・プロロン学院長

## 6 前JICAプロジェクト関係の活動～国土省との協議～

今回のカンボジア出張では、前JICAプロジェクトに関わる活動も行いました。それが、出張2日目の午前中に行った国土省サンバー長官との協議です（写真3参照）。先述したように、前JICAプロジェクトは、不動産登記関連法の制定が主要な活動となっており、法律案の作成作業は終了したものの、法律を実施するために必要となる下位法令の制定が未完成にとどまっています。日本政府としては、当面のプロジェクトの目標自体は達成したものの、カンボジアにおいて不動産登記制度を円滑かつ着実に実施していくためには、カンボジア政府による下位法令制定を引き続き支援することが不可欠であり、ここで日本政府が手を引いてしまえば、下位法令制定が頓挫し、これまでの支援による不動産登記関連法の制定支援活動全体が無に帰してしまうおそれがあることから、ICD独自の活動として、下位法令の制定支援を継続して行うこととしたものです。我が国の法制度整備支援は、相手国の事情や法制度、文化といった背景を理解し、相手国と一緒に、相手国にとってよりよい法制度を考えていく「寄り添い型」と言われることがよくありますが、今回のICD独自活動のような手厚い対応は、まさに我が国法制度整備支援の面目躍如といったところだと感じます。

ではなぜ、相手方が国土省なのか？というところですが、カンボジアでは、日本と異なり、不動産登記に関する法制度は、日本の法務省に相当する司法省だけでなく、国土省も管轄しているため、国土省とも様々な作業を行う必要があるのです。それに付け加えて、古今東西を問わず、省庁間の関係には微妙なものがあるようで、カンボジア司法省・国土省間の権限争いを調整するには多大な労力を要するようです。



国土省との協議の詳細をここで述べることはしませんが、その中で、互いに使っている言葉の意味に対する理解が微妙に異なっているように思われることがあり、外国相手の協議、交渉の難しさを感じました。とはいえ、対面して話すことにより、そういった行き違いを認識し、それを解消しようと努力することができた訳で、対面による意思疎通の重要性も改めて感じました。また、同省長官との協議の際、カンボジア側で通訳してくれた長官の秘書官のような立場のシュウマイさんは、カンボジアにある名古屋大学日本法教育研究センター（C J L）の出身者でしたし、日本側で通訳してくれた司法省大臣官房付のクイエンさんは、同じくC J Lの出身者である上、元J I C Aプロジェクト事務所の職員で、2人とも本当に流ちょうな日本語で、充実した議論に一役買ってくれました。日本にゆかりのある方が、こうしてカンボジア政府の重要なポストで活躍しているのは本当にありがたいことです。また、後述するR A J P - I C Dセミナーの通訳を務めてくれたバリアンさんもC J L出身の弁護士で、このように着実に知日派の法律家や政府職員を生み出している名古屋大学の活動は、我が国の国益にとって誠に大きな意味があるものだと思います。



写真3 国土省サンバー長官と筆者。  
背景にあるのは巨大な国土省ビルの写真パネル。

## 7 I C D独自の活動

### (1) R A J P - I C Dセミナー

今回の出張中に行ったI C D独自の活動として、日にちは前後しますが、まずは、最も力を入れた活動として、4日目の午後、プノンペン市内のホテルを会場として行われたR A J P - I C Dセミナーから紹介します（写真4参照）。前述したように、このセミナーはJ I C Aプロジェクトとは別個の活動という位置付けで、相手方であるR A J Pの意向も踏まえて、日本側が、カンボジアの裁判官を中心とした参加者に対して、①（日本の）法務省における職員教育～検事への研修を中心として～、②人

事訴訟法、という2本のプレゼンテーションを行い、その後、質疑応答が行われました。

まず最初の「法務省における職員教育～検事への研修を中心として～」については、私がプレゼンテーションを行いました。法総研では、研修第一部、第二部、第三部において、法務省職員に対する研修を実施しています。その中でも、研修第一部が行っている検事研修を中心に、研修制度の全体像、各研修の内容や特徴、カリキュラムの例、集合研修とOJTの関係、研修内容の評価の仕組み、研修の課題等について説明しました。プレゼンテーションの後、研修内容の詳細についての質問や、検事としての心構えとしてどのようなことを教えているのか、といった質問がなされ、それなりに関心を持って聞いてもらえたようでほっとしました。

続けて、本日のメインディッシュ。出張者のICD戸部友希教官（裁判官出身。今年の3月から長期専門家としてカンボジアに赴任されています。）が、「人事訴訟法」のプレゼンテーションを行いました。戸部教官のプレゼンは、我が国の人事訴訟法とほぼ同じ内容のカンボジア人事訴訟法について、その役割、判決の効力、訴訟手続に関する特則、法の解釈・適用、附帯処分の審理、処分権主義の制限等について、具体例を挙げながら、とても分かりやすく説明されていました。

戸部教官のプレゼン後は、現役の裁判官を中心とした参加者から、ひっきりなしに質問が寄せられ、戸部教官と、同じく裁判官出身で長期専門家である金納達昭専門家に、びしびしと捌いていただきました。ここで大変印象的だったのは、「カンボジア人事訴訟法13条1項によれば、被告に対する欠席判決を定めた民事訴訟法201条2項の規定は人事訴訟には適用されないことから、欠席判決は認められないというが、そうすると、例えば離婚請求訴訟で被告が欠席した場合、原告勝訴の判決はできないのか。」といった、一見単純な誤解に基づくと思われる質問が見られたことです。言うまでもなく、ここで我々が人事訴訟では認められないと言っている「欠席判決」というのは、日本のいわゆる欠席判決と同じく、「被告の欠席により擬制自白が成立し、原告が請求原因事実を立証することなく得られる勝訴判決」のことです。欠席判決が認められない人事訴訟であっても、被告が欠席した場合に、原告が請求原因事実を立証することに成功すれば、裁判所は当然ながら原告勝訴の判決を出すことができます。しかし、どうやらカンボジアの裁判官は、「欠席判決は認められない」というのを、被告が欠席したら裁判所は判決できない、という意味に誤解しているようです。これは、もしかしたら、翻訳や通訳の問題で、カンボジアの人には「欠席判決」という言葉が、「被告が欠席した場合に判決をすること」という意味に誤解されているのかもしれませんが、これは一例に過ぎませんが、ことほど左様に、外国人同士が、言葉そのものを扱う技術である「法律の解釈」において、共通の理解を基盤として議論することは、本当に難しいものなのです。

セミナーの場で以上のやりとりを見聞きして、私自身、カンボジアの民事訴訟法（2007年適用開始）や人事訴訟法（2011年適用開始）のいずれについても、

適用が開始されてから10年以上が経過しているのに、現地の裁判官がこのような基本的な条文の解釈にも苦心していることに衝撃を受けたというのが正直なところでした。また、当初、居並ぶカンボジアの裁判官たちが、自分より遙かに若い戸部教官の回答を一言たりとも漏らすまいと一斉にメモする様子を見て若干の違和感を感じ、カンボジアの法律のことなのだから、日本の法律家に質問するよりも、まずは自分たちで法律を解釈して解決すればよいではないか、と不思議に思ったものでした。しかし、よくよく考えてみれば、カンボジアの法律家たちに与えられているのは、民事訴訟法、人事訴訟法のテキストと簡潔な逐条解説に過ぎません（人事訴訟法の条文と逐条解説は、邦訳されたものが全26ページというコンパクトなものです）。クメール語で書かれた基本書やテキストもない中で、弁論主義や処分権主義といった抽象的な概念を理解し、自ら民事訴訟、あるいは人事訴訟の指導原理や条文の趣旨に遡って条文解釈をすることはどんなにか難しいかと思います。内田貴先生が『法学の誕生』で書かれていたように、一国の法学を成立させることが、いかに難しいことで、明治初年の我が国が多く幸運に恵まれていたということを改めて実感しました。ではどうすればよいのか、私自身答えを持ち合わせているはずありませんが、カンボジアの最優秀層の法律家に、法的な思考方法を徹底的に植え付けるとともに、そのような法的思考方法を法曹養成課程においてカンボジア人自身が教育する仕組みを作り上げ、法制度整備支援の手を離れても、カンボジア人自身により優れた法律家を生み出せるような「持続的な仕組み」を作るしかないのではないかと思います。



写真4 多数の参加者を集めたRAJP-ICDセミナーの様子。

## (2) プノンペン始審裁判所訪問

次に、ICD独自の活動、というよりも、出張者である我々にカンボジアの司法制度の実情を理解する機会を与えてくれる目的で組み込まれた予定だったのかもしれませんが、3日目にはプノンペンにある第一審裁判所である始審裁判所の裁判官と懇談し、さらに、刑事裁判手続を傍聴する機会に恵まれました。

始審裁判所のタン・スライ所長ほか幹部裁判官との懇談では、ICDの戸部教官の司会のもと、(1)日頃の裁判の実施において困っている点について、(2)裁判官の教育について考えていること、というテーマで様々な意見を聞きました。

テーマ(1)については、裁判官の皆さんから日頃の様々な苦勞・苦心の話がありました。RAJP-ICDセミナーのところで前述した（実際にはこの始審裁判所訪問の方が時間的には先になります。）、離婚訴訟において被告が欠席した場合に判決ができなくて困っているという話は、ここでも出ており、この問題がいかにカンボジアの裁判官を悩ませているかが分かります。そのほかにも様々な実務的な質問がなされましたが、利息の計算方法についての質問、不動産取引について民法上は公正証書の作成が成立要件とされているが、実務上はほとんど作成されていないところ、公正証書を作成することなく行われた不動産譲渡の効力の有無についての質問、公正証書を作成せずに行われた不動産取引において支払われた手付金の有効性についての質問など、質問の多くが、民法や民事訴訟法の根本的な条文の適用や解釈の問題のように思われました。このような基本的、根本的でありながら、様々な考え方があり得る問題点について、上級審による判例統一機能が欠如しているが故に、個々の裁判官にとっては従うべき指針がなく、真面目に事件に取り組む裁判官ほど、悩みは深いように思われました。また、法律と社会実態との間に不整合がある場合に、法律の解釈や法改正により問題を解決していくというような法創造機能が働いていないようにも思われました。こういった大きなシステムを改善せずに、個々の裁判官に、日本の裁判官のような適正な法解釈を行うことを求めるのは酷なようにも思います。

また、テーマ(2)についても、裁判官の皆さんからは様々な意見、苦勞話が寄せられました。例えば、RAJPにおける裁判官教育のカリキュラムが毎年変わるなど一貫していない、RAJPの教員は現場の裁判官が兼任しており、多忙なために十分な準備ができず、質の高い教育を実現できない、統一的な教科書がないため実務の取扱いも統一されていないのではないかと、などなど、やはり悩みは深いようです。これらの点を改善することは、まさに、新しく始まったJICAプロジェクトのテーマとなりますが、RAJPにおける教育方法を確立し、カンボジア人の教員による持続的な教育という「仕組み作り」がここでも重要なのではないかと感じました。

その後、刑事裁判を傍聴することになりました。カンボジアの法廷は、構造自体は日本の法廷とそれほど異なったものではありません（写真5-1参照）。検察官も、日本の検察官と同様、法壇の下、弁護人の向かい側に座ります。ただし、カンボジアの裁判官は、赤色で金の縁取りのあるガウンを着ているのですが（写真5-2参照）、

検察官もこれと全く同じガウンを着用し、弁護人は着用していないのが特徴的でした。また、ちょうど目撃した事件（複雑な詐欺事件ということでした。）では、被告人に対して、まずは裁判官が詳細な尋問を行い、その中では、（もちろんその場では分からず、後で通訳さんに教えてもらったのですが）「捜査段階の取調べでは異なる供述をしていたのではないか。」などと、裁判官が法廷に来る前に記録を読んでいることを前提とする質問も行っていました。まさに、教科書で読む職権主義の裁判そのもので、初めて見た私は、ちょっと感動してしまいました。他方、検察官は、裁判官の後に1つ2つの質問をするだけで、職権主義の国の裁判では、検察官よりも裁判官の負担が遙かに重そうに感じました。なお、複雑な詐欺事件というのに、弁護人が選任されておらず、被告人の権利保護についても、我が国の裁判とはかなり感覚が異なるように思われました。

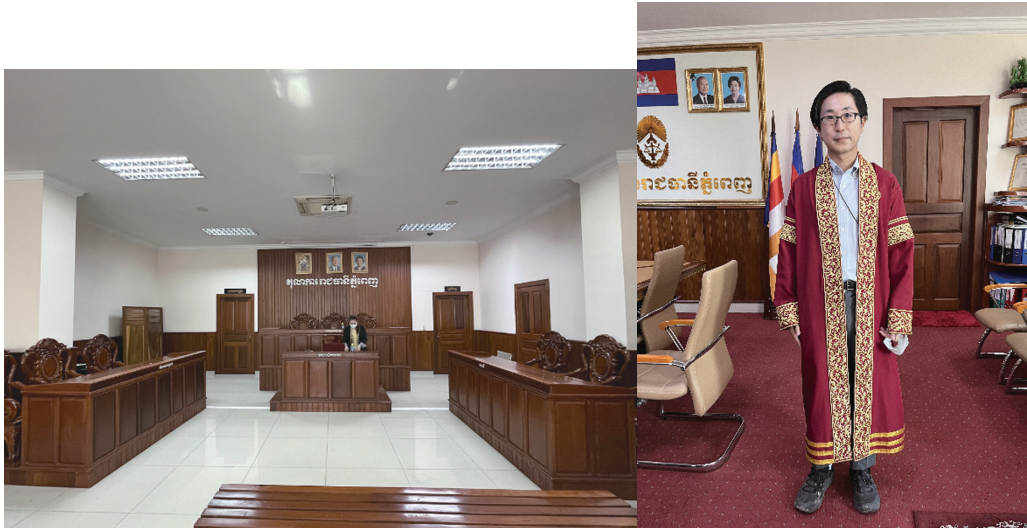


写真5-1 刑事裁判を傍聴したカンボジアの法廷。

写真5-2 金納専門家が裁判官用のガウンを着せてもらったところ。

### (3) アジア・太平洋法制研究会

I C D独自の業務として、出張3日目、アジア・太平洋法制研究会の活動を行ったことについても触れておきましょう。アジア・太平洋法制研究会とは、関西を中心とする学者や弁護士の先生を中心に、その名の通り、アジア・太平洋諸国の民事法制について研究している研究会で、I C D及び国際民商事法センターが事務局を務めています。今回、我々の出張の機会に、ちょうど同研究会においてカンボジアの不動産法制について勉強する会が開かれ、元J I C Aプロジェクトの長期専門家、現在はカンボジア司法省のアドバイザーを務めている坂野一生さんに、カンボジアの不動産法制に関する講演をしていただくこととなっていたので、これを傍聴しました。坂野さんは、1992年から93年にかけて国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）の選挙部門で担当官を務められて以来、長らくカンボジアで活躍され、日本とカンボジアの橋渡しをされている方で、日本・カンボジア関係の生き字引のような方です。今

回の出張の際も、各所に同行していただき、途中の移動の際などに、カンボジアのことを色々と教えていただきました。今回の講演でも、フランス植民地時代にまで遡って、カンボジアの歴史と土地法制の変遷、それに起因して現在も残る問題点等について話していただき、本当に興味深く拝聴しました。オンラインでつながっていた研究会の先生方からもたくさんの質問があり、活発な意見交換が行われました。

#### (4) 大使館・JICA事務所訪問

最後に、帰国日である6日目には、日本国大使館とJICA事務所を訪問しました。大使館では、保護局出身の高橋書記官から、JICA事務所では亀井所長から、カンボジアの政治状況、とりわけ本年（令和5年）7月に予定される選挙のお話とか、我が国による法制度整備支援以外の支援の状況等、カンボジアの状況を知悉した立場からの大変示唆に富むお話を伺いました。

これにて出張日程を全て終了し、無事帰国の途につくことができました。

## 8 終わりに

結局、だらだらとまとまりのない文章になってしまいましたが、法制度整備支援に興味・関心のある方にとって、少しでも現場の空気感を感じられるものになっていれば幸いです。最後に、感想めいたことを書いておきます。

まず第一に、今回、最も印象に残ったのは、現地の伊藤専門家、金納専門家が、現地の法律家の強固な信頼を得て、生き生きと活躍する姿でした。プロジェクトの遂行には、本当に幾多のチャレンジがあり、現場をちらっと見ただけの私などには想像もできない困難があることと思いますが、そんな中で、現地での生活をエンジョイしつつ、たくましく活躍している姿は本当に頼もしい限りです。もちろん、楽しいことばかりではなく、大変なことも多々あると思いますが、私も10年若ければ、長期専門家を経験してみたかった……。

第二に、法制度整備支援は一筋縄ではいかないということを強く感じました。我が国のカンボジアにおける法制度整備支援事業は、基本法中の基本法ともいえるべき、民法や民事訴訟法の起草を支援したという輝かしい歴史を持っており、法制度整備支援という王冠に輝く宝石といっても過言ではありません。そのことから、私は今回出張に来る前は、「基本法の起草支援も終わり、その施行支援も長らく行ってきたのだから、そろそろ別のステージに移るときなのではないか。」などと漠然と考えていました。しかし、本文でも書いたように、民法も、民事訴訟法も、カンボジアの人々自身がこれらを使いこなすような段階には至っておらず、まだまだ道半ばと言わざるを得ません。他方で、報道などでは、カンボジアの現政権は強権的な姿勢を強めており、カンボジアにおいては「法の支配」が後退しているなどとも言われ、一部のドナー国の中には、法制度整備支援を含む、法・ガバナンス分野の支援から手を引くところもあるように聞きます。このように、カンボジアの法制度整備支援は今が正念場であり、それだからこそ、我々は

ここで踏ん張らなければならないと思います。少しずつでも着実に、カンボジアの法律家が法律を使いこなすことができるように、支援を続けていかなければならないと思います。

第三に、とはいえ、カンボジアにおいて我が国が民法、民事訴訟法の起草を支援し、日本法にとっても類似した民法、民事訴訟法が、この国で実際に施行されていることには、改めて深い感動を覚えましたし、その意味はとてつもなく大きいと思います。カンボジアの人々が、商品の売買をするときも、不動産の取引をするときも、あらゆるビジネスを行うときも、また、結婚や離婚といった人生の大きなイベントを経験するときも、そして、それらの行為を裁判所で争うときも、全て、我が国が起草支援した民法や民事訴訟法が適用されるのです。カンボジアの人々にこれほど大きな影響を与える法律の起草を支援した我々としては、今後もますますカンボジアの人々に寄り添って、法律をよりよいものにしていく責務があります。

今回の出張により、このような感想を持ち、法制度整備支援に対する新たな視界を得ることができたのも、ひとえに、出張の全日程に同行して全面的にサポートして下さった伊藤専門家、金納専門家、ロジ面でお世話になった業務調整の川上専門家、JICAプロジェクトのスタッフの皆さん、在カンボジア日本大使館やJICA事務所の皆さん、出張に同行したり、出張の計画をしてくれたICD教官・専門官、そしてカンボジア司法省、国土省、裁判所等の皆様のおかげです。本当に楽しく、学ぶことの多い実りある出張でした。そして、ここまでお付き合いいただいた読者の皆様にも心から感謝しつつ、雑文を終わりにしたいと思います。